

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年6月5日 09時55分ごろ
発生場所	広島県江田島市 ^{おきの} 沖野島西方沖 ^{かのかわ} 鹿川港シーバース灯から真方位198° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 09.1′ 東経132° 25.4′)
事故の概要	遊漁船 ^{あさひ} 朝日丸は、西進中、また、プレジャーボート ^{ソレイユ} SOLEILは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 朝日丸、4.9トン YG3-62293（漁船登録番号）、Y.A株式会社 第270-47485号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート SOLEIL、5トン未満（長さ6.34m） 291-33022広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船尾オーニングに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、釣りをしながら漂流後、船長Aが、魚群探索の目的で移動しようとした際、その少し前に前路に他船がいなかったため、船首方を確認せずに右舷方の他の遊漁船の釣れ具合を見ながら発進し、約4ノットの対地速力で西進中、釣り客の声を聞いて船首方を見たところ、至近にB船を認めて主機を後進運転としたものの、09時55分ごろ船首部がB船の船尾部に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊漁船の近くは釣果がよいと思い、09時50分ごろA船の船首方約25mの位置で漂流を開始して釣り中、船尾方から声が聞こえたので見たところ、至近に接近するA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、釣り場を移動する際、船長Aが、前路に他船はいないと思い、右舷方の他の遊漁船に意識を向けて発進したことから、船首方にいたB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、釣りをを行う際、船長Bが、遊漁船の近くは釣果がよいと思

	い、A船の船首方近距離に漂泊したことから、接近するA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が釣り場を移動する際、船長Aが、前路に他船はいないと思い、右舷方にいた他の遊漁船に意識を向けて発進し、また、B船が、釣りを行う際、船長Bが、遊漁船の近くは釣果がよいと思い、A船の船首方近距離で漂泊したため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂泊場所を移動する際、周囲の状況をよく確認してから発進すること。 ・ 船長は、小型船舶が多数いる状況で他船の近距離に漂泊する場合、他船の船首方に漂泊しないことが望ましい。